

業界団体との意見交換会において金融庁が提示した主な論点

[令和5年1月17日開催 日本証券業協会]

1. 2023年の主要な国際動向について

- 日本は、2023年1月より、G7議長国を務めており、5月11-13日に新潟で財務大臣・中央銀行総裁会合が、19-21日に広島で首脳会合が開催される予定。
- G7各国と緊密に連携し、各金融機関の意見も踏まえながら、議論を進めて参りたい。

2. マネロン等リスク管理態勢の整備について

- 金融庁では、2018年にマネロンガイドラインを公表し、金融機関に求められるマネロン対策等をより明確化するとともに、2021年から3年間の猶予期間を設け、全ての金融機関に対し、2024年3月までにガイドラインで求められる態勢の整備を完了するよう要請している。
- これまでの検査・監督においては、達成率が高い金融機関では経営陣がマネロン対策等を経営課題として主体的に行動してきたことが確認されており、金融庁としては、各金融機関の経営陣の姿勢を注視している。
- 態勢整備期限まで残すところ1年余りとなっており、経営陣におかれては、「他人事ではなく、我が事」として、自行/自社の態勢整備状況とマネロンガイドラインで求められる事項とのギャップを正確に把握し、組織を挙げて、必ず2024年3月までに態勢整備が完了するよう、早急に作業を進めていただきたい。

3. 金融商品販売に関する銀証連携のあり方等について

- 2022年10月以降、多くの地域銀行に対して、仕組債を含むリスク性金融

商品の販売・管理態勢等に関する検証・対話を実施しているが、その中で、銀証連携に関する課題も見られた。

- 例えば、グループに証券会社を保有する地域銀行は、中期経営計画等において、「グループ一体で顧客の資産運用支援を行っていく」旨を掲げている先が多いと認識しているが、銀行から証券会社への紹介顧客が購入した金融商品やその損益状況について、銀行での把握が不十分な先が相応に見られた。
また、先程申し上げた顧客の運用状況を共有するために必要となる取組みが、直近まで不十分な先もあった。
こうした事例は、グループ証券会社のみならず、大手証券会社等と提携する銀行でも見られる。
- 各銀行・証券会社が自社の取組方針で掲げる「顧客の最善の利益」を追求するためには、銀行・証券会社間で適切な役割分担を行うとともに、適切な情報連携の下で、双方が顧客視点での資産運用を提案していくことが重要である。
- 足元で仕組債の販売を停止・縮小したことや市況等の影響により、グループ証券会社の収益が減少する先もあると考えられるが、顧客本位の業務運営を実践する観点から、持続可能なビジネスモデルの構築を改めて検討・議論していただきたい。

4. 資産所得倍増プランについて

- 2022年11月28日、新しい資本主義実現会議において、我が国の家計金融資産の半分以上を占める現預金を投資に繋げることで、持続的な企業価値向上の恩恵が資産所得の拡大という形で家計にも及ぶ「成長と資産所得の好循環」を実現する観点から、「資産所得倍増プラン」が決定された。
- 同プランでは、
 - ・ 家計金融資産を貯蓄から投資にシフトさせる NISA の抜本的拡充や恒久化
 - ・ 加入可能年齢の引上げなど iDeCo 制度の改革

- ・ 消費者に対して中立的で信頼できるアドバイスの提供を促すための仕組みの創設
- ・ 雇用者に対する資産形成の強化
- ・ 安定的な資産形成の重要性を浸透させていくための金融経済教育の充実
- ・ 世界に開かれた国際金融センターの実現
- ・ 顧客本位の業務運営の確保

などの施策が盛り込まれている。

- 「資産所得倍増プラン」を実現し、正しい情報と金融知識の下、国民の行動変容をもたらし、NISA 等も裾野を広げ、安定的な資産形成を達成する上で、各金融機関の理解・協力が不可欠である。特に、金融経済教育については、各実行主体のリソースの戦略的・効果的な活用や中立性の確保等から、官民の連携強化が極めて重要であり、金融経済教育推進機構（仮称）或いは、機構の設立以前に設置する協議会等の運営において、各金融機関の協力が必須であると考えているので、今後ともよろしくお願いしたい。

5. 令和5年度税制改正要望の結果について

- 金融庁の令和5（2023）年度税制改正要望においては、NISA の抜本的拡充を始めとした「資産所得倍増プラン」関連、クロスボーダー取引に係る環境整備、保険、そして暗号資産などの項目を要望した。
- その結果、2022年12月16日に公表された与党税制改正大綱においては、まず、NISA を抜本的に拡充し、制度を恒久化することが盛り込まれた。具体的には、
 - ・ NISA を一本化して、つみたて NISA を引き継ぐつみたて投資枠と、一般 NISA を引き継ぐ成長投資枠を設け、両者を併用可能とした上で、
 - ・ 年間の投資額の上限をそれぞれ 120 万円と 240 万円に拡大する
 ことが盛り込まれている。合計で年間最大 360 万円まで投資できることにな

り、英国の ISA を上回る水準となる見込み。

- また、全体で 1,800 万円の非課税保有限度額（成長投資枠の非課税保有限度額は、その内数の 1,200 万円）を設けた上で、金融商品から得た利益が非課税となる期間を無期限とすることも盛り込まれている。
- この抜本的拡充後の新しい NISA は 2024 年 1 月から施行予定であるが、2023 年末までに現行の一般 NISA 及びつみたて NISA 制度において投資した商品は、新しい制度の外枠で、現行制度における非課税措置が適用されることとされている。現行制度の投資分を新制度に移管する必要等がなくなるため、金融機関にとってもシステム負担が軽くなると考えられる。円滑な制度施行に向けて、各金融機関の協力をよろしく願いたい。
- なお、「資産所得倍増プラン」においては、今後 5 年間で、NISA の総口座数を、現在の 1,700 万から 3,400 万に倍増し、NISA の買付額についても、現在の 28 兆円から 56 兆円に倍増することを目指すこととしている。
- また、家計の安定的な資産形成の実現のためには、NISA の抜本的拡充・恒久化だけでなく、
 - ・ 金融経済教育の充実や、
 - ・ 金融機関等による顧客本位の業務運営の確保、も重要であり、この点についても業界の皆様のご協力は不可欠であると考えている。よろしく願いたい。
- 今回の NISA 制度改正は抜本的な拡充であり、世の中の関心も高まっている。家計の安定的な資産形成を更に大きく前進させるためには、政府の取り組みだけでなく、利用者と日頃から接している各金融機関の対応や協力が非常に重要である。日本の金融市場と金融セクターの発展のために是非、協力をお願いしたい。
- このほか、与党税制改正大綱においては、
 - ・ 海外ファンドとの債券現先取引（レポ取引）に係る非課税措置の延長（3 年）や、

- ・ 退職年金等積立金に対する法人税の課税の停止措置の適用期限の延長（3年）、

- ・ インフラファンドに係る税制優遇措置の延長（3年）、

など、金融庁関係の他の重要要望項目も措置されることとなった。

今後、これらの効果ある実施が重要であり、是非、協力をお願いしたい。

○ また、金融所得課税の一体化（損益通算範囲の拡大）については「意図的な租税回避行為を防止するための方策等に関するこれまでの検討の成果を踏まえ、総合的に検討する」と記載されており、今後、実現に向けて、必要な取組みを行っていきたい。

○ 全体として、今般の与党税制改正大綱は、金融庁の要望内容の多くが盛り込まれた、画期的な大綱となったと考えている。税制改正要望プロセスにおいては、業界の皆様から様々なご支援を頂き、この場をお借りして感謝申しあげたい。

6. 資産所得倍増プラン等を踏まえた今後のモニタリングについて

○ 資産所得倍増プランの中には、NISAの抜本的拡充・恒久化などとともに、顧客本位の業務運営の確保を重要な柱として盛り込んでいる。

○ また、与党における議論を踏まえ、NISAの抜本的拡充案も固まったところであるが、与党の税制改正大綱においては、「金融機関が顧客に対して『成長投資枠』を活用した回転売買を無理に勧誘するような行為を規制するため、監督官庁において、監督指針を改正し金融機関に対する監督及びモニタリングを強化する。」とされており、今後、当局として適切に対応していく考えである。

○ これまでも機会を捉えて申し上げてきたところであるが、貯蓄から投資への流れを実現していくためには、税制を含む制度的な対応だけでなく、投資に係る一連の流れ（インベストメント・チェーン）の各参加者において、顧客本位の業務運営を徹底頂くことが極めて重要であると考えている。特に各証券会社におかれては、顧客の最善の利益に沿った金融商品の販売・勧誘に

取り組んでいただくことが重要であると考えており、引き続き、よく対話をさせていただきたい。

7. 成長と分配の好循環に向けた賃上げの実現について

- 岸田政権においては、新しい資本主義の実現に向け、成長と分配の好循環を達成するための取組を進めており、賃上げの実現を含め人的投資の拡充はその中核的課題。
- 人的投資や人材育成への積極的対応が、企業の競争力に直結する時代であり、この中で能力に見合った賃上げは重要な経営課題であるとする。是非、賃上げを含めた人的投資の拡充について、検討いただきたい。

8. サステナブルファイナンスの取組みについて

- 2050年カーボンニュートラルの実現のためには、日本において今後10年間で官民合わせて150兆円の投資が必要と試算されている。
- このうち民間金融の活用に関して、金融庁、経済産業省、環境省は、「産業のGXに向けた資金供給の在り方に関する研究会」において計5回にわたって議論を行い、2022年12月13日、その議論内容を施策パッケージとして取りまとめた。
- 施策パッケージには、
 - ① グリーン、トランジション、イノベーションへの投資を行う際の環境整備やブレンデッド・ファイナンスの開発・確立、
 - ② 地域・中小企業のGX投資促進にむけた資金供給、
 - ③ GX投資促進等にむけた市場環境の整備、
 - ④ GXを実践する企業への新たな評価軸の構築やマクロでの気候変動分野への資金誘導策、といった内容を盛り込んでいる。

- 特に、金融機関・投資家が多排出企業のトランジション活動を支援し投融資を行う場合に「ファイナンスド・エミッション」が一時的に増加してしまうという課題については、金融庁、経済産業省、環境省の3省庁共催の「トランジション・ファイナンス環境整備検討会」の下にワーキング・グループを設置して、考え方や国際発信の方法等を整理していく予定。また、金融庁では、2022年10月に立ち上げた「脱炭素等に向けた金融機関等の取組みに関する検討会」を引き続き開催し、2023年6月までに金融機関と企業の対話のためのガイダンスを策定する予定。引き続き、金融機関と緊密に連携したい。
- また、GXを含む企業のESGに関する取組みを評価するESG評価機関等については、その評価手法の透明性や公平性のほか、利益相反の防止などのガバナンスの確保が課題となっている。こうした課題を克服するため、金融庁は、2022年12月15日、「ESG評価機関・データ提供機関に係る行動規範」を最終化。本年半ば頃に行動規範を受け入れる機関の状況を公表することを目指している。
- ESG評価やデータが信頼性をもって利用されていくためには、ESG評価・データ提供機関と評価の対象となる企業や投資家とのコミュニケーションが重要であるとの観点から、行動規範では投資家におけるESG評価の活用方法の開示等企業や投資家への提言もあわせて公表しており、各金融機関もご参照いただければ幸い。
- さらに、ESGに関するデータの中でも、特に気候変動関連データの提供・利活用の重要性が高まっており、データの提供側と利活用側が、互いのニーズや課題等について、双方向で情報・意見交換を行うことが重要。このため、金融庁、文部科学省、国土交通省、環境省は、産業界・金融界をメンバーとする「気候変動リスク・機会の評価に向けたシナリオ・データ関係機関懇談会」を設置し、2022年12月22日に初回会合を開催した。今後、必要な対応の方向性等について議論を行っていく予定であり、金融機関におかれても、気候変動開示等にあたりデータを利活用するうえで参考にさせていただきたい。
- 本日はお話したものに限らず、今後、金融庁としては、先ほど述べた4つの

柱の実現について、関係省庁と連携しつつ、具体的な政策を詰めていくことになる。その最終目標は、民間資金も含めカーボンニュートラルに必要な資金を如何に円滑かつ恒常的に確保する仕組みをつくるかであり、実際のファイナンス業務の状況やニーズ、各金融機関の経営方針を踏まえた、効果のある施策を実施していくことが重要である。その点で、各金融機関との対話がますます重要となってくると考えているので、緊密な情報・意見交換に協力いただきたい。

9. 三陸・常磐ものネットワークへの参加について

- 福島等の本格的な復興に向けて“三陸・常磐もの”の魅力を発信し、消費を拡大する枠組みを経済産業省が立ち上げた。
- 本取組は、三陸・常磐地域における水産業等の本格的な復興、将来にわたる水産業等の持続的な発展につなげることを狙いとしており、政府機関及び産業界等が一体となったものとなっている。
- 本ネットワークへの参加について検討いただき、積極的な参加をお願いしたい。

10. 「カーボン・クレジットの取扱いに関するQ & A」の公表について

- カーボン・クレジットの取扱いに当たっては、金融機関は、各業法における業務範囲規制の下、「算定割当量その他これに類似するもの」について取り扱うことができることとされている。また、「その他これに類似するもの」への該当性については、2008年のパブリック・コメントにおいて、審査・承認手続の厳格性、帰属の明確性等の観点から、個別具体的に判断するとされている。
- こうした中、近年では、民間主導のカーボン・クレジットが主流となってきており、金融庁としては、金融機関がこうしたカーボン・クレジットを積極的に取り扱えるよう、金融機関自らが、「その他これに類似するもの」に該当するか否かを明確に判断できるようにすることが重要と考えている。

- このため、金融庁では、2022年12月26日に「カーボン・クレジットの取扱いに関するQ&A」を取りまとめ、公表した。本Q&Aは、
 - ・ 政府主導のカーボン・クレジットのうち、J-クレジット、JCMクレジットが「その他これに類似するもの」に該当することのほか、
 - ・ 民間主導のカーボン・クレジットであっても、帰属の明確性に加えて、一定の審査・検証能力を有した機関が所定のカーボン・クレジットの発行プロセスに関与している場合には、「その他これに類似するもの」に該当すると判断しても差し支えないことを明確化したものである。
- 各金融機関においては、今後カーボン・クレジットを取り扱おうとする場合には、本Q&Aを参考にするとともに、カーボンニュートラルの実現に向け、一層の取組を進めていただきたい。

11. LIBORからの移行対応について

- ドル以外のLIBORは2021年12月末に公表停止した。円とポンドの一部テナー（期間）について、市場データを用いて算出する擬似的なLIBOR、いわゆる「シンセティックLIBOR」が、2022年1月以降、時限的に公表されていたが、このうち、シンセティック「円」LIBORは2022年12月末に公表停止した。残るシンセティック「ポンド」LIBORについても、1か月物と6か月物は3月末に公表が停止される。これまでのモニタリングを通じて、シンセティックLIBORの移行対応は概ね順調に進捗していると評価しているが、エクスポージャーを有する金融機関におかれては引き続き対応をお願いしたい。
- また、2023年6月末に公表停止が予定されているドルLIBORについても、現時点においては、移行対応に特段大きな問題は見受けられないが、時間軸を意識したドルLIBORからの移行対応を引き続きしっかりと進めていただきたい。
- 金融庁としても、引き続き日本銀行とも連携して各金融機関の移行対応を

モニタリングするとともに、その状況に応じた対応の徹底を求めていく。

12. 地域金融機関による人材マッチングについて

- 地域金融機関の人材仲介機能の一層の高度化に向け、金融庁が取り組んでいる「地域企業経営人材マッチング促進事業」において、一部の金融機関では、REVICareer（レビキャリア）へ求人票を多数登録いただくなど積極的に活用いただいております。既に給付金の支給対象となる事例を含め、成約案件も複数出てきています。各金融機関にレビキャリアの人材登録に協力いただいた成果と考えており、この場を借りて御礼申し上げます。
- なお、周知・広報の一環として、都市部の大企業人材を念頭に、地域企業で働くことの意義ややりがい等への理解を深められるようなイベントを開催し、2月11日よりオンラインにて配信予定のため、視聴いただけると幸いです。

(以 上)